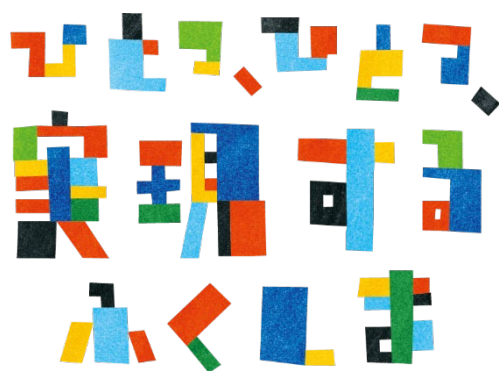


ふくしまの復興・創生に向けた
緊急要望



令和4年12月2日

福島県

目 次

1	中長期的対応が必要な復興の更なる加速化	1
2	避難地域の復興実現	2
3	避難者等の生活再建等	3
4	風評払拭・風化防止対策の強化	4
5	福島イノベーション・コースト構想の推進等	5
6	原子力発電所の廃炉に伴う対応	7
7	復興を支えるインフラ等の環境整備	8
8	新たな総合経済対策に基づく施策の推進	9

東日本大震災から11年8か月が経過し、当県の復興は着実に前進しているものの、地域によって復興の進捗は大きく異なり、原子力災害の影響によりいまだ根強く残る風評など、当県特有の複雑化・深刻化する課題や新たに顕在化する課題に対して、引き続き、県民の思いに丁寧な耳を傾け、地域の実情に応じたきめ細かな対応が肝要です。

国においても以下8項目を始め、当県の復興・創生に引き続き全力で取り組んでいただくよう要望します。

1 中長期的対応が必要な復興の更なる加速化

【内閣官房、内閣府、警察庁、復興庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

(1) 復興実現のための総合的な施策の推進

当県の復興に国が前面に立ち最後まで責任を持って取り組むとともに、切れ目なく安心感を持って中長期的に復興を進めることができるよう、第2期復興・創生期間以降においても、柔軟な制度及び十分な財源確保により対応すること。

特に、帰還困難区域の更なる復興・再生の推進や福島国際研究教育機構の整備など、今後必要な復興施策の実施に当たっては、その他復興事業等との連携も図りつつ、既存の事業執行に支障のないよう必要な財源を別枠で確実に確保すること。

また、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針については、令和3年3月の閣議決定から3年後を目途に必要な見直しを行うとされており、当県の実情や課題を的確に把握するとともに、県及び市町村の声に真摯に耳を傾け、しっかりと反映すること。

(2) 震災復興特別交付税措置の継続

令和5年度以降においても、復興の進捗により生じる新たな課題への対応を含む復旧・復興事業等について、通常収支とは別枠で整理し、直轄・補助事業に係る地方負担分、補助対象とならない地方単独事業の負担分、さらには、地方税等の減収分や震災対応のための職員採用等に係る人件費等に対して、引き続き、震災復興特別交付税により確実に措置すること。

(3) 地方の安定的な財政運営に係る財源の確保

新型コロナウイルス感染症対策を始め、当県沖地震災害や今年8月の大雨被害からの早期復旧に向けた取組に加え、自然災害に備えた防災力の強化や社会保障の充実、さらには、原油価格・物価高騰対策など、広範かつ膨大な財政需要への対応が求められる中、復興・再生を着実に進めるには、安定的な財政基盤が重要であることから、国庫負担はもとより、地方一般財源総額を確実に確保し充実させること。

2 避難地域の復興実現

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省】

避難地域の復興においては、帰還困難区域の再生のほか、避難指示が解除された地域の医療・介護・福祉、子育て、魅力ある教育、交通、買い物、商業施設の運営支援、防犯、荒廃抑制、鳥獣被害対策、情報通信等の生活環境整備、物流機能の回復、営農再開の加速化、産業・生業の再生、新産業の創出、移住の促進や交流人口・関係人口の拡大、魅力あるまちづくり、地域コミュニティの再生等を更に進めていく必要がある。

そのため、原子力災害における国の責務として、中長期的な財源を確実に確保し、被災自治体への人的支援を継続するとともに、国と県で共同開催した「福島12市町村の復興・再生に関する懇談会」で示された意見を踏まえ、避難地域の復興実現に向けた取組をしっかりと支援すること。

特に、福島再生加速化交付金については、全ての被災地域が原子力災害からの復興を成し遂げるため、長期的かつ十分な予算を確保すること。

また、帰還困難区域の復興・再生については、特定復興再生拠点区域の整備や計画期間内の確実な避難指示解除とともに、拠点区域外において、一日も早く、住民が安全・安心に生活できるよう、避難指示解除に向け、各地域の現状や住民・地元自治体等の意向を十分に踏まえた除染の手法・範囲等とするなど、住民間の分断や不公平が生じないように十分に配慮しながら、除染等の実施に向けた枠組みを定め、早期に除染等に取り組むこと。さらに、帰還意向のない住民の土地・家屋等の扱いや避難指示の長期化に伴い経年劣化が進んでいる道路・河川等の施設更新等の課題は、引き続き、地元と真摯に協議を重ね、その意向を十分に踏まえながら、帰還困難区域全てを避難指示解除し、復興・再生に最後まで責任を持って取り組むこと。

3 避難者等の生活再建等

【内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、
経済産業省、国土交通省】

避難生活の長期化等に伴い各地域の被災者を取り巻く課題は個別化・複雑化しており、避難者を始めとする被災者の生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を継続していく必要があることから、相談・見守り、交流機会の提供、心のケア、子どもの健康支援など、様々な施策に取り組む被災者支援総合交付金について、十分な予算を確保すること。

また、応急仮設住宅の供与期間延長を踏まえ、家賃賠償の対象世帯についても、地域の実情等に応じた適切な対応を行うよう、引き続き、東京電力を指導すること。

さらに、旧警戒区域等からの避難者及び原発事故による母子避難者等を対象として、令和5年3月31日まで実施されている高速道路無料措置について、引き続き延長措置を講じること。

加えて、いまだ多くの児童生徒が避難生活を送っていることや、帰還しての学校再開、不登校児童生徒の増加等の課題に対し、心のケアや学習指導等きめ細かい支援により、安心して学べる教育環境づくりに取り組むため、教職員の加配やスクールカウンセラー配置、就学支援等を継続すること。

あわせて、最高裁決定により中間指針を超える損害額を認めた複数の確定判決を踏まえ、原子力賠償紛争審査会の専門委員による最終報告、当県の被害の実態や地域の実情を十分に反映し、県民に混乱や不公平が生じないように「指針」の追加・見直しを適切に行うこと。

4 風評払拭・風化防止対策の強化

【内閣府、消費者庁、復興庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、観光庁、環境省】

根強く残る風評と年々進む風化の問題は、今後も長期的かつ幅広い取組が必要であり、国内外への正確かつ分かりやすい情報発信、県産品等の流通促進と販路回復、観光誘客の促進、ホープツーリズムの拡充、教育旅行の回復など、県全域を対象とし、国はもとより、県、市町村、各種団体等の取組に必要な予算を十分に確保すること。

また、ALPS処理水の取扱いについては、海洋放出に反対する意見、新たな風評が生じることへの懸念や陸上保管による復興への影響を危惧する声など、様々な意見が示されている。

処理水の問題は、福島県だけではなく、日本全体の問題であり、県民や国民の理解を深めていくことが重要である。

引き続き、処理水の処分に関する基本方針等について、誠意を持って丁寧かつ十分な説明を重ね、関係者の声にしっかりと耳を傾け、その思いを真摯に受け止め、信頼関係を構築し、理解が得られるよう取り組むとともに、新たな風評を発生させず、事業者が将来に向け安心して事業を継続していけるよう、断固とした決意を持って、万全な風評対策に取り組むこと。

あわせて、国が前面に立って、行動計画に基づき政府一丸となった万全な対策を講じ、最後まで責任を全うすること。

特に、風評が強く懸念される水産業については、安心して事業を営むことができるよう、生産から流通、消費に至る全体を捉えた総合的かつ強力な対策を継続するとともに、生産回復が大きく立ち後れている当県の事業者が将来にわたり持続可能な漁業を実現できるよう、長期的な財源を十分に確保すること。

こうした対策を講じても風評被害が発生する場合の賠償については、地域・業種の実情に応じた賠償基準の早期策定に向け、東京電力への指導はもとより、国が責任を持って対応すること。

さらに、農林水産業については、放射性物質検査及び生産から流通・消費に至る総合的な対策を継続することはもとより、福島県産農産物等流通実態調査の結果や情勢の変化に応じた「福島ならではの」ブランド力の強化、原子力災害により立ち後れた産地評価を回復するための取組に必要な予算を確保すること。

加えて、諸外国への輸入規制撤廃に向けた更なる働き掛け、食の安全確保や放射線に関する理解の増進など、国主催の各種会議や2025年大阪・関西万博等の情報発信の機会等も活用し、国を挙げて風評払拭及び風化防止対策に取り組むこと。

5 福島イノベーション・コースト構想の推進等

【内閣官房、内閣府、復興庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

(1) 福島国際研究教育機構の具現化

国・機構・県・市町村・関係機関が連携し、立地効果の広域波及を早期に実現するため、立地地域及び周辺市町村における機運醸成、期待感を高める取組を進めるとともに、各分野の研究開発、施設や周辺環境の整備など、事業全体の年次ごとの具体的なロードマップを早急に示すこと。

特に、施設が本格稼働するまでの間においても、機構が地域に根差し、研究開発や産業化、人材育成等の成果の県内への貢献に加え、県内への活動拠点の設置、県内の施設・設備や実証フィールド等の最大限活用、県内の大学や企業等の関係機関との連携等が確実に図られるよう、地域の思いを丁寧に把握しながら、今後策定される中期目標等に具体的な取組を明記し、着実に履行すること。

また、復興をリードする地域人材の育成を推進するため、地元の小中学校・高校を始めとする県内の教育機関等と連携して連続的な人材育成に取り組むとともに、復興庁及び文部科学省が中心となり、国・機構・県・市町村・関係機関が、人材育成の具体的内容、関係機関との連携の在り方や役割分担等を恒常的に検討、共有するための会議等を早急に設置すること。

さらに、機構の理事長のリーダーシップが最大限発揮できる体制を構築し、国際水準の研究環境の整備や国際的に卓越したトップクラスの研究人材の確保などを進めるほか、復興庁が司令塔として、共管省庁との調整機能を十分に発揮するとともに、今後の環境変化に柔軟かつきめ細かに対応できるよう、長期的・安定的な組織運営を図るために必要な財源や人員を十分に確保すること。

加えて、施設整備に当たっては、県や市町村のまちづくりと緊密に連携した計画を早期に示すとともに、国際研究産業都市の形成を図るため、国が前面に立ち責任を持って、研究者が安心して生活、活発に活動できる周辺環境の整備促進に取り組むこと。

あわせて、県や市町村その他事業者がそれぞれ行う周辺環境の整備に必要な予算を十分に確保し、その取組を全面的に支援すること。

(2) 福島イノベーション・コースト構想の推進のための支援

国家プロジェクトである本構想を推進するため、(公財)福島イノベーション・コースト構想推進機構が、各プロジェクトの創出促進や起業・創業、産業集積、人材育成、交流人口拡大に資する取組に加えて、拠点施設の管理・運営など、継続的かつ効果的な取組を実施できるよう、体制の強化や十分な財源の確保等の必要な支援を行うこと。

また、研究開発や産業の育成・集積、本構想に掲げる拠点の利活用を一層促進するために必要な支援を継続的に行うこと。

特に、本構想の重点6分野に係る実用化開発等の取組、福島ロボットテストフィールドの自立経営が可能となるまでの間の運営、東日本大震災・原子力災害伝承館の資料収集や交流促進等の取組に必要な予算を確保すること。

さらに、本構想を牽引するトップリーダーや専門人材の育成、浜通り地域等に大学等の知を集積するために必要な予算を確保すること。

加えて、福島イノベーション・コースト構想推進分科会を開催し、関係自治体等の意見を踏まえて、本構想の更なる推進を図ること。

(3) 再生可能エネルギー先駆けの地及び福島新エネ社会構想の実現

再生可能エネルギーの更なる導入拡大や関連産業の集積、国立研究開発法人産業技術総合研究所を核としたふくしま発技術の実用化開発等への支援、水素の社会実装の取組について、必要な予算を確保するとともに、関係省庁が継続的に支援策を講じること。

特に、水素社会実現に向けたモデル構築を図るため、世界有数の水素イノベーション拠点である福島水素エネルギー研究フィールド(FH2R)を活用するとともに、水素ステーションの整備促進、燃料電池自動車(FCV・FCバス・FCトラック)等の水素モビリティの導入拡大のための支援を行うこと。

(4) 企業誘致の促進

東日本大震災や原子力災害により甚大な被害を受けた当県全域の復興を図るためには企業誘致の促進による産業集積が重要であり、浜通り地域等の更なる復興に向けては、必須の課題である働く場を十分に確保する必要があることから、産業集積に資する自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を令和5年度以降も継続するとともに、十分な予算を確保すること。

6 原子力発電所の廃炉に伴う対応

【内閣府、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、
原子力規制委員会、原子力規制庁】

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉は当県復興の大前提であり、中長期ロードマップ等に基づき、世界の英知を結集し、国が前面に立ち、総力を挙げて取り組むこと。

特に、1号機の原子炉圧力容器を支える土台の損傷、2号機における燃料デブリの取り出し延期など、県民に不安を与える事象が発生していることから、廃炉作業が安全かつ着実に実施されるよう東京電力を繰り返し適切に指導するとともに、汚染水発生量の更なる低減に向け様々な知見や手法を検討し、原子炉建屋等への地下水や雨水等の抜本的な流入抑制対策に取り組むこと。

また、ALPS処理水については、浄化処理の確実な実施及びその過程における透明性の確保、地元関係者等の立ち会いによる環境モニタリングの実施など、客観性、透明性及び信頼性の高い安全対策を講じるとともに、東京電力に対して、希釈放出設備等の新設計画に係る福島県原子力発電所安全確保技術検討会が取りまとめた要求事項を確実に実行し、安全対策に万全を期すよう強く指導すること。

さらに、トリチウムに関する科学的な性質や国内外における処分状況、環境モニタリング結果など、正確な情報を政府一丸となってあらゆる手段により国内外に広く発信し、理解が深まるよう取り組むとともに、国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置付け、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るなど柔軟に対応すること。

加えて、中長期ロードマップに処理・処分方法が明記されていない使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。

あわせて、東京電力福島第二原子力発電所については、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力に対する指導・監督などに国として万全を期すとともに、使用済燃料の処分方法の具体的な議論を進め、県外において適切に処分すること。

7 復興を支えるインフラ等の環境整備

【復興庁、総務省、農林水産省、国土交通省】

当県の復興を支えるインフラ等の環境整備を一層加速するため、復興係数など、関連する特例措置の継続はもとより、小名浜道路を始めとするふくしま復興再生道路や避難地域の道路の整備など、復興事業が完了するまでの必要な予算を確保するとともに、常磐自動車道及び磐越自動車道の全線4車線化、直轄国道や会津縦貫道等の広域的な地域連携を促進する道路ネットワークの構築や（仮称）小高スマートICの整備に確実に取り組むほか、小名浜港について、国際物流ターミナル整備等の事業やカーボンニュートラルに向けた取組を更に推進すること。

また、流域治水の推進のため、水災害への集中的な対策として国が進める「阿武隈川緊急治水対策プロジェクト」の促進を図るとともに、プロジェクトに関連する県及び市町村の道路、河川事業に必要な予算の確保など十分な支援を行うこと。

特に、阿武隈川上流遊水地群の整備に当たっては、早期着工に向け、地域の合意形成を図ること。

あわせて、当県が集中的に進める河川改修等の「福島県緊急水災害対策プロジェクト」やハード・ソフト一体となった事前防災対策を一層加速させるために流域全体で取り組む「流域治水プロジェクト」に必要な予算を確保すること。

さらに、国営追悼・祈念施設と一体的に整備する復興祈念公園については、全面的な財政支援を講じること。

8 新たな総合経済対策に基づく施策の推進

【内閣官房、内閣府、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、観光庁】

物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策に基づき、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や頻発・激甚化する自然災害はもとより、今般の原材料価格の上昇や円安の影響等から、県民生活・事業活動をしっかりと支えるための取組を十分に支援すること。

また、食料安全保障の強化に向けては、食料供給を担う農林水産業の持続的発展が不可欠であることから、食料・農業・農村基本法の総合的な検証・見直しと併せて、燃油・生産資材等の価格高騰の対策を充実するとともに、国内生産の増大と利用の拡大、担い手の確保・育成と経営安定対策等の中長期的な取組に必要な予算を確保すること。

あわせて、コロナ禍で厳しい環境に置かれている観光業については、需要回復を果たすまでの切れ目のない支援が必要であることから、全国旅行支援を継続的に実施するとともに、十分な予算を確保すること。

さらに、起業を支援するための「スタートアップ育成5か年計画」の策定に当たっては、地域・社会課題が多様化する中で、革新的な技術で課題解決と地域経済を牽引するスタートアップの創出等を図り、確実に事業化するための支援策を明記するとともに、地方でのスタートアップの創出・成長につながるよう、現場の声に丁寧に耳を傾け、地域特性に応じた事業展開に必要な予算を確保すること。

加えて、当県は、東日本大震災以降も度重なる自然災害により甚大な被害を受けており、予防保全に向けた老朽化対策の加速化を含め「防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策」については、計画的に事業を進めるための必要な予算を確実に措置するとともに、実施期間である令和7年度までの5か年総額で十分な財源を確保すること。